

ちび



お外は危険がいっぱいニャ!

猫は**室内**で 飼いましょう

飼い猫を外で自由にさせると、ケガ、病気やご近所トラブルなどの原因になってしまいます。

お願い



チーバくん

猫の飼い主さんへ

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例では
猫の室内飼いを努力義務としています。

以下のことに注意しながら、室内で飼うように努めましょう。

不妊去勢措置

望まない妊娠を未然に防ぐだけでなく、発情やスプレーなどの困った行動も抑制できます。

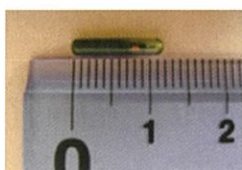


快適な室内環境の提供

- 暖かく乾いた、静かで清潔な部屋を用意しましょう。
- 猫が走ったり飛び跳ねられる空間と、上下運動のできるキャットタワーなどを用意しましょう。
- 安心して隠れられる場所を用意しましょう。
- ストレッチをしたり爪をといだりするために、爪とぎ専用の場所を用意しましょう。
- 水を飲んだり休んだりする場所からは離れた場所にトイレを設置し、ふん尿は毎日取り除きましょう。
- ストレス発散のために、おもちゃを用意しましょう。
- 猫を複数飼っている場合、十分な数のトイレやおもちゃ、休む場所などを用意しましょう。

飼い主とのコミュニケーション

外に出ない猫にとって、飼い主とおもちゃで遊んだり、なでられたりして時間を共有することは、貴重な体験になります。なるべく長い時間を共有しましょう。



マイクロチップ

脱走防止措置・脱走への備え

戸締りをしっかりと確認し、猫に窓などを開けられないようにしましょう。
また、万が一脱走してしまった場合に備えて、首輪に迷子札を付けたり、マイクロチップを猫に装着・登録したりして、飼い主がわかるようにしておきましょう。県で猫を保護した場合に、飼い主を特定できます。